

## 第1回京田辺市緑の基本計画審議委員会 会議概要

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員長および副委員長の選出
- 4 諮問
  - ・京田辺市緑の基本計画の改定について
- 5 議事
  - (1) 京田辺市緑の基本計画改定について
  - (2) 京田辺市緑の基本計画の改定に係るスケジュールについて

事務局：(1)(2)について説明

委員：京田辺市は緑の基本計画を策定する時に、市民の意識調査を重視するが、市民は実態を詳しく分かっていない。市民は情報がないのに、単に3つの方針を聞いて意向を把握するのは、おかしいし、順序が逆だと思う。こういう状況だから、市民のみなさんはどう考えますか、というのが順序だと思う。

現況調査には街路から植生等非常にたくさんの項目がある。3つの方針の中に、持続可能な緑を使いこなすと記載があるが、創造はしないのか。創造してはじめて次の段階に至る。

最初に市のホームページを開くと、京田辺の花木としてナンキンハゼとヒラドツツジが掲載されているが、いつからどういう形であって今までどうやって推進してきたのか、そういったことを市民みなさんに伝えないといけないと思う。

事務局：行政の情報発信はこれまで十分にできていなかった面がある。今のご意見を基に、再度、事務局としての考えをまとめていきたい。

委員：京田辺市全体の計画について、積み上げが必要だと思う。私の地区には市が所有する空き地があるが、それを緑豊かな公園にして欲しいという要望が来ている。そのような空き地は、市内に何ヶ所もあると思うが、それをどう押さえていくのか。

事務局：公園の整備方針で、例えば新たに作るか、現在の公園の質を高めていくのか等もこの緑の基本計画で議論していくことになる。

委員：緑の基本計画で何がどんな風変わったか、普段の生活でどんなことが良くなったのかを知りたい。現行計画の中で、こんな風になった等、変化についても示してもらいたい。

委員長：現在把握している資料に、緑被分布と植生図がある。現況調査はこのような調査を詳細にされていくという理解でよいか。

事務局：緑地分布と植生図も詳細に調査したいと思う。庁内別部署でも森林状況調査しているので、そのデータも入手する。

委員長：現況調査の項目についてであるが、どのような項目について調査し

ていくのか。項目をいくつか出し、それを委員みなさんに確認いただくのが良いと思う。

委員：空き地等がどこに点在しているか、非常に重要なこと。市としてどれだけ整備するかは言いにくいと思うが、都市公園として整備するものを明確に打ち出すように。緑被率については、重要視するものではないと思う。むしろ都市公園を整備目標にきちんと入れられるか、どういう種類の公園を整備するのか、議論していくべきだと思う。緑の量から質への時代とあるが、緑に対して量よりも質とはどういう事か。どの部分を量よりも質に変えるのか教えていただきたい。また、市の花木についても返答いただきたい。

事務局：市の木はナンキンハゼで非常に強い力をもったところが、のびゆく京田辺にふさわしいということで、ナンキンハゼが市の木になったと聞いている。ヒラドツツジは春先の花として非常にきれいである。例えば、開発等に基づいて公園等を設置する際、30%の緑地を公園の中に設けるようにしているが、そういった中でヒラドツツジを植えていただくように指導している。

都市公園は市内に166箇所あり、市民1人あたりに換算すると6㎡となっている。目標は10㎡なので、若干足りていない。ただし公園の整備については財源の問題もあり、現在、田辺公園の拡張事業を進めているが、街区公園や地区公園や近隣公園等について今後どうしていくかの方針は出ていない。今回の計画の中でその辺りも整理したいと思う。ただ財源や補助金等も含めて、判断をしていきたいと考えている。

公園や公共緑地の維持管理について、整備と合わせて行っているが、近年、維持管理費が増加している。緑は手を入れていない放置した緑は逆に景観や環境を損ねる。そういう中でむやみに緑を増やすというのではなく、今ある緑に加えて必要最小限の緑を設置し、それをきちんと手を入れていく、質の高い緑にしていく事が重要と考えているため、量から質という表現をさせていただいている。

委員長：公園についての回答をいただいているが、緑の基本計画には丘陵地の緑も含まれる。里山に人手が入らなくなって、竹林が拡大している。それに合わせて土壌も崩れる。マツやナラも枯れている。緑であれば良いというものではなく、機能を達成できる緑であるかが重要だと思う。

公園も緑であれば良いというのではない。他の丘陵地の緑とのつながりで移動して来る鳥や虫もいる。公園緑地も十分に生物多様性等の機能を持っている。

もし、公園が低木ばかりであると、高木を好む鳥が来なくなる。どういう公園にしていきたいかが、質と密接に関わっている。市民みな

さんがどういう公園を望んでいるかは、質のところだと思う。また、自然環境との関係からの質の評価、その両面から知っていく必要があると思う。質について市民に求めるのであれば、逆に今の質をきちんと把握しておく必要があると思う。

委員：市内にある166の公園に対して、本当に166の公園が管理されているのか。市や行政で整備されているのか。緑を守ることができているのか。

現在の166公園の整備、古くからできている公園をどうしていくか、そこから緑をつくるという方向に進んでいけば良いのではないか。

事務局：166公園のうち、156公園が街区公園であり、地元の自治会に日常の維持管理をお願いしているが、高齢化や自治会に加入していない人もおられるので、今後どういう風に公園を維持管理していくのか検討テーマだと思っている。

新しい公園だけでなく古い公園をどう保っていくか、検討を深めていきたい

委員：今回の基本計画の中で、ある程度、開発を制限して残せる緑があるのかという質問である。山林を住宅地や商業施設に開発する際には、まず整地してから、整備される。開発行為にあたって、開発前の立ち木を一部残してはどうか。何故あるものを一旦切って、また植える整備をしなければならないのか。自然を壊して自然を整備することが、一番費用がかかる事だと思う。

今後、京田辺市で住宅開発等がある際には、緑を残す条例や規制等を設けることを、基本計画に示すことはできないのか。

事務局：開発に伴う緑のあり方について、都市計画法や宅造規制法、市の条例で緑を確保するルールはある。ただ従前の緑をそのまま残すことまでは定めていない。それぞれの土地利用の私権にも関わっている部分である。すぐに規制することは難しいかもしれないが、開発協議の中で既存の緑を残してもらおう話をしたり、モデル的な事例を示すなどの手法はあり得るかもしれないが、現状のルールの中でどうしていくかという方向で考えていきたいと思う。

委員：京田辺市の中で条例や開発規準を作る等、行政でできることはたくさんある。国の基準を超えて取り組んできた自治体も多くある。アンケートを実施する時、どこに住んでいるかはとても重要であり、公園の近くに住んでいる方と全く違うところに住んでいる方をしっかりアンケートで把握できるようにして欲しいと思う。

京田辺といえば甘南備山と木津川とあるが、それらは京田辺市風土そのものである。元々そこから成り立ったまちなので、それに対して関心があるかを聞くのは止めた方が良いと思う。農地も、大住の広大な農地は風土そのものなので、それについてどうするのかを市

民に尋ねて、選択肢を与えることはおかしいと思う。今の意見をどのようにアンケート調査に反映するか、十分に検討いただきたい。

委員：ボーイスカウトで、緑の少年団の担当として関わっている。ボーイスカウトは自然の何もないところで、水も電気もない所を探して、キャンプをしている。

質の問題があったが、トイレも水も整備されて、きれいな公園も市民が集える憩いの場として計画はしてもらいたい一方、自然が残ったキャンプができるような場所も残してもらえたらと思う。

委員：きょうたなべ環境市民パートナーシップに参加している。環境基本計画に基づいて組織を立ち上げ、15年が経過した。当初の目的から活動が離れて、現在は共育の森でササユリの保全活動をしているが、ここに参加される方は新興住宅の方がほとんどであり、旧村といわれる地元の方はそんなものいらないではないか、という意識が高い傾向にある。新住民は、観光は好きだが、環境保全の活動はいやという方が多くおられる。観光は、環境があってはじめて観光業として成り立つ。その先まで、みなさんがなぜ気が付かないのかと感じる。緑を使いこなすという表現に引っ掛かる。緑は公園だけという意識があるのではないか。緑の基本計画は、公園を基準にする基本計画ではないと思う。地域全体の計画になると思うので、その辺りを統一しないと、ばらばらになると思う。

委員長：公園だけではなく、丘陵地との連結性を含めての緑だと思う。丘陵地等の山林の位置づけもしていく必要があると思う。

委員：私が京田辺市で好きなところは、年間を通じて花が楽しめる点が良いと感じている。

委員：京田辺市の話でありながら、京都府の話でもある。とりまとめが難しいと感じた。山林からは恵みもあるが、災害等の被害も感じて、府として対応している。無理に何でもできるとすると、守れない計画になってしまうのではないかとも思うので、ここまではがんばったらやれるというぎりぎりの線を考えていく必要があると感じる。

委員：緑の定義について、記載していなかったと思う。ここで扱う緑をきちんと整理する必要がある。全ての緑を含めるのであろう、と理解はしている。

委員：緑は幅が広いと思うが、基本方針に緑を使いこなすとあるので、管理下に置かれた緑、つまり人工的な緑を対象にされているかと感じた。手つかずの部分も対象としていくのか。

事務局：管理下にあるもの以外の緑も含める。

委員：すると方針の最初に、使いこなすと出てくるのは、少し違うと思う。

委員長：丘陵地にある山林については、公園の法律とは別に山林の法律がある。環境譲与税として取り扱いの検討が進められており、これらの

部署とも連携して緑の基本計画を検討していくことになると思う。竹林に手を入れて維持管理することや、里山のマツ枯れの木を伐り出すことも含まれる。どういう山林にしていきたいのかも、計画に入ってくる。現況調査の中で山林の問題を整理することも計画に関わってくると思う。

委員：私の個人の家については、庭に雑木がたくさん生える。何も植えたわけではなく、鳥のフンから種が出てくる事が原因なので、整理は大変である。これも個人として整備する際、計画の中で整備に助成することも考えてもらえないかと思う。

その反面、大きな計画となって、あれもこれもと記載していくと、財政的にどうなるか心配にもなる。

事務局：助成をするには経費が付いて回る。選定した対象に重点的に予算配分することになると思う。ただし最初から助成するのではなく、その前にできることはないのか、手順を踏んだ上での助成になると思う。民間の緑に対して、行政から関わりにくい部分ではあるが、現在は生垣補助の支援もある。

委員長：多くのご意見をいただき、さまざまなことを考えなければならない、ということが分かった。まずは現況のデータについて、何を集めるかを踏まえて、議論を進められればと思う。

## 6 閉会